

令和5年函審第16号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 六級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の六級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和5年6月22日23時55分

北海道網走港

2 船舶の要目

船種 船名 漁船A

総トン数 35トン

登録長 22.25メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 736キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成17年8月に進水し、操舵室を最上層に配した2層の甲板室を船体中央部の船橋楼甲板上に、魚倉2個を前部作業甲板下に、居住区を後部作業甲板下にそれぞれ設け、操舵室前面窓下方中央部に操舵装置、同右舷側に機関操縦装置、同左舷側にレーダーを装備する、1機1軸の船首楼付軽合金製漁船で、a受審人ほか7人が乗り組み、きちじはえ縄漁の目的で、船首1.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和5年6月19日12時00分網走川河口付近の係留地を離れて網走港を発し、北見大和堆が拡張する同港北方約50海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、往路及び復路とも、船橋当直を自身及び一等航海士が片道約5時間の航海を二分割する単独の2直制とし、網走港北方沖合を北上して17時00分頃前示漁場に到着し、仕掛けていたはえ縄を揚げた後、投縄、休息、揚縄を繰り返してきちじ約600キログラムを漁獲し、越えて22日19時00分漁場を発進して帰航の途に就き、網走港に向かって南下した。

a受審人は、22時00分頃網走港北方約25海里沖合で昇橋して船橋当直を引き継ぎ、レーダー2台のうち1台をヘッドアップ、他の1台をノースアップとし、いずれも6海里レンジのオフセンターで船首方9海里を、GPSプロッターをノースアップとして周囲8海里をそれぞれ表示させ、操舵装置後方に立って操船に当たった。

a受審人は、23時48分少し過ぎ網走港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から017度（真方位、以下同じ。）1,400メートルの地点で、網走港港界線に達して針路を183度に定め、機関を全速力前進の回転数毎分1,050とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、北防波堤東端付近に設けられ

た同灯台の灯光を目視しながら自動操舵により進行した。

a 受審人は、北防波堤東端沖合に至れば、同端を回り込んで同堤南面と平行な針路に転じることとし、その際、北防波堤周辺に消波ブロックが敷設されていることを知っていたので、平素同様に同堤南面から約80メートル離し、同ブロックに接近しない針路として網走川河口付近に向かうつもりで続航した。

a 受審人は、北防波堤灯台の灯光が間もなく右舷正横となるのを認めて北防波堤東端を回り込むこととし、23時51分半少し過ぎ同灯台から077度340メートルの地点で、手動操舵に切り替えるとともに、機関を回転数毎分900の港内全速力前進として8.0ノットの速力に減じ、右舵をとって回頭を始めた。

a 受審人は、北防波堤東端を回り込み、23時52分半少し前北防波堤灯台から104度270メートルの地点で、右回頭を終えたとき、船首方の灯光を一見して普段用いる航進目標と思い、同堤との相対位置や係留地の方向をGPSプロッターで確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、航進目標を見誤ったことに気付かず、船首方の灯光に向けて針路を275度に転じたところ、北防波堤に接近する針路となって進行した。

こうして、a 受審人は、北防波堤に接近する針路となっていることに気付かないまま続航し、23時55分北防波堤灯台から269度420メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、北防波堤南面沿いに敷設された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の南風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進軸及び推進器翼の曲損並びにシューピース下部に破口等が生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、網走港において、北防波堤東端沖合で回頭を終え、同堤南面沖合を西行して係留地に向かう際、船位の確認が不十分で、北防波堤周辺に敷設された消波ブロックに接近する針路に転じたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、網走港において、北防波堤東端沖合で回頭を終え、同堤南面沖合を西行して係留地に向かう場合、北防波堤周辺に敷設された消波ブロックに接近する針路としないよう、同堤との相対位置や係留地の方向をGPSプロッターで確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方の灯光を一見して普段用いる航進目標と思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、航進目標を見誤ったことに気付かないまま、消波ブロックに接近する針路に転じて乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 月 1 6 日

函館地方海難審判所

審判官 濱 田 真 人